

増毛町

潮風を感じて.....

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



～ 「増毛厳島神社例大祭 お稚児行列」 ～

第2回定例会

一般議案・条例の改正・補正予算など	2～4P
各議員の賛否一覧	5P
町長からの行政報告	6～7P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』	8～19P
飛内議長自治功労者表彰受賞	19P
北海道町村議会議員研修会	19P
議会のうごき、編集後記	20P



第178号

令和6年8月5日

一般会計ほか8会計の補正予算を可決

鹿による果樹木食害被害対策・プレミアム商品券発行事業費が補正予算に盛り込まれる

増毛町議会第2回定例会は、6月13日から14日までの2日間の会期で開催されました。

初日の一般質問では、7名が質問席に立ち、10問の質問を行い、2日目には、一般会計ほか8会計の補正予算、増毛町税条例の一部を改正する条例や町道路線の認定などを審議し、いずれも原案のとおり可決し、閉会しました。

審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

令和6年 第2回定例会

6月13日～14日開催

報告事項

令和5年度から令和6年度に繰越して使用する歳出予算の額の確定に伴い、町から議会へ報告がありました。

報告された内容は左記のとおりです。

令和5年度繰越明許費繰越計算報告

会計	事業名	金額
一般会計	戸籍電算システム負担金	809万円
	住民記録システム改修事業	94万円
	低所得者支援及び定額減税事業	1,485万円
	普通河川 ^{しんせつ} 浚渫事業	800万円
	小学校空調設備整備事業	1,693万円
	中学校空調設備整備事業	1,728万円

※町から報告のあった内容を事業ごとに掲載し、金額は端数を調整して表示しています。

専決報告

①増毛町税条例の一部を改正する条例

②増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和6年度の税制改正を主要内容とした地方税法等の一部を改正する法律等が3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正をしました。

一般議案

◆工事請負契約の締結

契約予定価格が5千万円を超える工事請負契約の締結について1件の提案があり、原案のとおり可決されました。

◎工事名

増毛町下水道管理センター電気設備更新工事

◎契約金額

6336万円

◎契約先

北海道富士電機株式会社

◎購入の方法
指名競争入札

◆財産の購入について

契約予定価格が700万円を超える財産の購入についての提案があり、原案のとおり可決されました。

◎購入物品

福祉バス

◎購入金額

1278万6千580円

◎購入先

株式会社 サナダ自工

◎購入の方法

一般競争入札

◆町道路線の認定について

新たな町道路線の認定についての提案があり、原案のとおり可決されました。

◎路線名

13丁目通線

◎起点

南暑寒町8丁目1304番地

◎終点

南島中町9丁目109番地

◎延長

218.54m

条例の改正

◆増毛町税条例の一部を改正する条例

令和6年度の税制改正を主な内容とした地方税法等の一部を改正する法律等が3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正をしました。

◆増毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、保育所等における職員配置の最低基準が改正されたことから、所要の改正をしました。

◆増毛町工場等誘致振興条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたこと

に伴い、所要の改正をしました。

意見書

◆提出した意見書

◎令和6年度北海道最低賃金改正に関する意見書

北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること、道内高卒初任給時間換算額「時間額1078円」を下回らない水準に改正することなどを求める内容となっています。

◎地方財政の充実・強化に関する意見書

社会保障関連予算の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要への対応を求める内容となっています。

◎義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

教職員の給与における国の負担率を3分の1から2分の1に復元を求めるほか、教育費の保護者負担の解消、就学保障の充実を求める内容となっています。

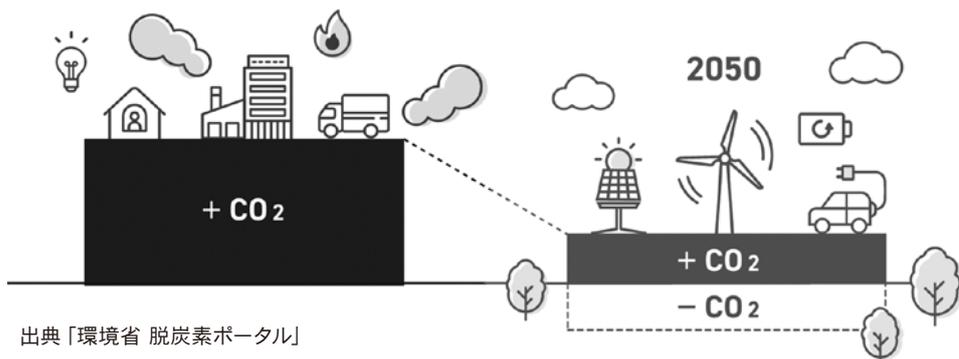
◎道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

現行の高校配置計画基準を進めていくと地域の学校がなくなってしまうことから、定員を引き下げ少人数でも運営できる学校形態を確立して、これ以上高校をなくさない事を目的とする内容となっています。

◆ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

森林資源の循環利用を推進するため、道産木材の需要拡大等

を要望する内容となっています。いずれの意見書も内閣総理大臣、関係閣僚等に提出しました。



出典「環境省 脱炭素ポータル」

令和6年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **1億 7,359** 万円の増額
 総額 **49億 8,259** 万円に

歳入

特別交付税…………… 4,000 万円増
 前年度繰越金…………… 1億 2,473 万円増

歳出

はまなす会館修繕料…………… 533 万円増
 有害鳥獣果樹被害防止対策補助金… 8,121 万円増
 プレミアム商品券発行事業費補助金… 870 万円増

国民健康保険特別会計

歳入歳出 **3,627** 万円の増額
 総額 **5億 2,757** 万円に

歳入

前年度繰越金…………… 4,803 万円増
 繰入金…………… 1,182 万円減

歳出

国庫支出金等返還金…………… 4,078 万円増
 職員人件費…………… 451 万円減

診療所事業特別会計

歳入歳出 **2,036** 万円の減額
 総額 **1億 3,254** 万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 2,036 万円減

歳出

職員人件費…………… 2,141 万円減

介護保険特別会計

歳入歳出 **1,971** 万円の増額
 総額 **7億 1,331** 万円に

歳入

前年度繰越金…………… 3,962 万円増
 繰入金…………… 2,001 万円減

歳出

国庫支出金等返還金…………… 1,988 万円増
 職員人件費…………… 39 万円減

後期高齢者医療特別会計

歳入歳出 **93** 万円の増額
 総額 **9,943** 万円に

歳入

前年度繰越金…………… 48 万円増
 一般会計繰入金…………… 46 万円増

歳出

後期高齢者広域連合納付金…………… 48 万円増
 職員人件費…………… 26 万円増
 徴収費…………… 20 万円増

港湾整備事業特別会計

歳入歳出 **111** 万円の増額
 総額 **1,831** 万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 111 万円増

歳出

修繕料…………… 108 万円増

水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 **2億 4,654** 万円

収益的支出

職員人件費…………… 64 万円増
 予備費…………… 64 万円減

公共下水道事業会計

収益的支出総額 **27** 万円の増額
 総額 **4億 891** 万円に

収益的支出

職員人件費…………… 27 万円増

砕石事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 **2億 5,637** 万円

収益的支出

職員人件費…………… 52 万円増
 原材料費…………… 47 万円減
 予備費…………… 5 万円減

令和6年第2回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名（議席順）										議決結果
		合羽井達男	川島 優	酒井 倫明	大井紀美恵	上野 剛	菅原 幸弘	小田 緑	岩崎 俊一	松倉 清道	飛内 眞吾	
専決報告第2号	専決処分報告について（増毛町税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
専決報告第3号	専決処分報告について（増毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
要請第1号	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出に係る要請について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付託
要請第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出に係る要請について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付託
要請第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出に係る要請について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付託
要請第4号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出に係る要請について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付託
議案第49号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第50号	財産の購入について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第51号	町道路線の認定について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
議案第52号	増毛町税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第53号	増毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第54号	増毛町工場等誘致振興条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第55号	令和6年度増毛町一般会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第56号	令和6年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第57号	令和6年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第58号	令和6年度増毛町介護保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第59号	令和6年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第60号	令和6年度増毛町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第61号	令和6年度増毛町水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第62号	令和6年度増毛町公共下水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第63号	令和6年度増毛町砕石事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書案第1号	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書案第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書案第4号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書案第5号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議
長

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

議会に請願、陳情される方へ

1. 請願書、陳情書は右記の様式に準じ作成してください。
2. 請願書には、町議会議員の紹介、議員1名以上の署名または記名捺印が必要です。
3. 陳情書には紹介議員の必要はありません。
4. 請願・陳情はいつでも受付けておりますが事務処理の都合がありますので、なるべく定例会開会の10日前までに提出ください。
5. その他不明の点について、議会事務局にお問合わせください。
電話53-1311（議会事務局 直通）

請願書

………について
（請願の内容）
請願者（代表）○○○○◎
紹介議員 ○○○○
（署名または記名捺印）
令和 年 月 日
増毛町議会議長 ○○○ 殿

行政報告

令和6年第2回定例会では、町長から3点について報告がありました。



堀町長
要約して
町民の皆様
にお知らせ
します。

①春の農業、漁業の状況について

果樹については、3月からの気温は平年並みとなり、開花・生育状況も平年並みで推移しています。4月下旬に「農作物霜害予防対策推進本部」を設置し、5月はじめには、低温による霜害が予想されたことから12戸の果樹農家が燻煙を実施しましたが、被害はほぼ無く、結実については順調に生育し、安堵しているところです。

サクランボは、平年並みの7月上旬に収穫期に入る予想であり、リンゴ、梨などについても、順調に生育しています。収穫を

迎える7月には、札幌、横浜で増毛産サクランボの知名度を高めるために、PR販売を予定しています。

水稲についても、春作業も順調に進み、苗は病気、カビの発生もなく生育し、田植えは5月下旬から始まり、天候にも恵まれ、6月上旬に終了しています。今年も天候に恵まれ、豊穰の秋を迎えることを願っています。



(サクランボPR販売の様子)

漁業については、令和5年の増毛地方卸売市場の取扱金額は33億5751万円となり、令和4年に続き30億円を超え、好漁が続いています。今年1月から5月末までの水揚げの状況は、

時化が続く、出漁回数に恵れませんが、魚価が高値で推移し、漁獲量は1758トン、金額が8億8083万円で、昨年同期に比べ220トン、1億2767万円の増となっています。

ニシン漁は、2月上旬に別荘地区、4月、5月に阿分地区で群来が見られ、昨年同期と比べ漁獲量で10トン、金額で5881万円の増となっています。

ホタテ漁は、半成貝の出荷が昨年同期に比べ50トン、金額で5881万円の増となっています。稚貝については、時化により出荷が遅れていましたが、6月上旬で予定数量の出荷を終了しました。

えび漁は、全道的に記録的不漁が続いていますが、幸いにも当町では、昨年同期に比べ漁獲量で33トン、金額で1億780万円の増となっており、好漁が続いています。

来月からは、ウニ漁が始まりますが、操業の安全とともに漁模様に恵まれ、浜が活気に溢れ

ることを期待しています。



(稚貝出荷作業)

②有害鳥獣の被害の状況とその対策について

冬期間に発生したエゾシカによるリンゴの木の食害については、被害調査の結果、3割以上の約3千本に食害が確認され、伐採しなければならぬリンゴの木は700本以上になる見込みです。今年のような広範囲なエゾシカ被害は初めてのことであり、原因として、100年に1度と言われている笹枯れが大規模に発生したことに加え、12月

の大雪により残っていた笹も雪に埋まり餌が不足し、果樹の樹皮が餌とされてしまったことが考えられています。今後の対策については、町内全域の果樹畑への防獣ネットの設置を計画しており、本定例会に補正予算を提出しているところです。また、アライグマ・ヒグマ対策についても、新たに捕獲報償金を計上し、被害防止の強化に努めていきます。

③「増毛春の味まつり」について

2日間で3万4千人のお客様にご来場いただきました。会場のあるさと歴史通りを歩行者天国とし、町内の飲食店や漁協などの出店が約40店ほど並び、増毛の美味しい食材を使い、それぞれ工夫を凝らしたメニューを販売してまつりを盛り上げられました。

今回から町外事業者への募集も行い、約20店の出店がありました。また、飲食物の提供数の確保と会場の賑わいの一助となつたと感じています。歩行者天国で

はみこしに阿波踊り、大道芸も披露されるなど多彩な催しも行われ、来場のお客様もたいへん満足されたことと思います。

用意した駐車場は両日とも正午頃に満車となり、会場周辺にお住まいの皆さまにはご迷惑をお掛けすることとなりました。昨年度に引き続き、ツアーバスの待機場として別荘地区の旧へりポートを活用するなど渋滞の緩和に繋がる対策も講じていますが、来場のピーク時には駐車場が不足する状況となりますので、次年度以降も引き続き、効果的な対策への取組を続けていきます。

2日間で人口の約10倍のお客様が訪れる大規模なイベントを行う事ができ、増毛町の大きなPRになったと考えています。来場されたお客様はもちろんですが、運営に関わる町民も楽しめるイベントに発展させていきたいと考えています。期間中、大きな事故もなくスムーズにイベントを終えることができました。これは、関係各位のご支援と



(春の味まつり2024の様子)

町民皆様のご理解とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

町政はあなたのために…

～議会を傍聴しませんか?～

議会はどなたでも傍聴することができます。気軽においでください。

◆町議会の定例会は、年4回（3・6・9・12月）開きます。

◆町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

議会の日程や傍聴規則など、詳しい内容は議会事務局までお問合せください。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第2回定例会の一般質問は、本会議1日目の13日に行われ、7名の議員が10項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



川島 優 議員

(1)国会議員政治資金パーティーの参加について



岩崎 俊一 議員

(2)水道スマートメーターの整備・活用について



大井 紀美恵 議員

(3)観光のまち増毛町の環境に配慮したおもてなしについて



酒井 倫明 議員

(4)将来推計人口の減少について



合羽井 達男 議員

(5)職員へのパワーハラスメントについて
(6)生活圏に出没するヒグマ対応について



小田 緑 議員

(7)カスタマーハラスメント対策について
(8)ドライバーの眼科検診について



上野 剛 議員

(9)アドベンチャートラベルについて
(10)自転車の青切符取締りにについて

国会議員の政治資金パーティーの参加について

川島議員

Q 当町の対応は

A 公務との関連があるので、公費支出は問題ない認識である



○川島議員

5月23日付

北海道新聞において、道南の自治体の町長が国会議員

の政治資金パーティーに参加し、公費からJR運賃と日当が支払われた。新聞報道では、公務と政務の判断を間違えた事務手続きで、町長は町に返金したとあった。当町では、国会議員等の政治資金パーティーの参加については、どのような対応をしているか。

○町長

「国会議員等の政治資金パーティーの参加」については、例

年5〜8件ほどの開催案内がある。案内があった場合は、スケジュール等を勘案し、出席する場合

には公用車による出張扱いとし、町長又は副町長が出席している。特に、北海道10区選出の国会議員等が開催する政経セミナー等については、国や関係機関等との大切な情報交換の場でもあるので、今後の関係性を維持する上でも、可能な限り出席している。

また、北海道港湾協会や留萌開発期成会が実施する中央要望等にも参加し、北海道選出の国会議員等との面談を行っており、政経セミナーの出席についても、要望活動と同様に重要なものと考えている。

なお、会費については、町の交際費から支出しており、特に問題がない取扱いであると考えている。

○川島議員

道南の自治体では公務と政務の判断を間違えたとの報道だが、町長としては国会議員の政治資金パーティーの参加については、例

どのように考えているか。

○町長

道南の自治体では、政務と公務を間違えたということであるが、この政務と公務の違いというのは、よくわからない。多分報道された自治体の取り決めではないかと思っている。公費を使わないで、セミナーに参加している自治体の長もいるが、町政と国政というのは密接な関係があり、国政に関する意見や情報等も得ることができるので、公務との関連は明らかであると思う。公用車の出張扱いは問題ないという弁護士の見解もある。また、セミナーの参加料はだいたい1万円くらいであるが、交際費からの支出についても政治資金規正法には自治体の公費支出を禁止する規定はないので、交際費から支出することも違反にならないということもある。これも弁護士の見解であるので、当町はこれまでどおり対応していきたいと考えている。

水道スマートメーターの整備・活用について

岩崎議員

Q 水道スマートメーターの整備の検討と導入の予定は

A 整備の検討は随時行ってきたが早急に導入する考えはない



○岩崎議員

留萌管内の

自治体で、水道使用者全戸の水道メーターにスマー

トメーターを整備し、漏水の早期発見や高齢者の見守りなど、新たな水道事業者サービスをを行うとの新聞報道を目にした。

スマートメーターといえば、電気メーターとして活用されている印象が強いが、都市部を中心に実証実験を行うなど、水道スマートメーターの普及も進められている。一般的なメリットとして、各戸へ出向いての検針が不要になること、検針の正確

性向上、作業負担軽減が図られるとされているが、更に使用量を逐次管理できることから、使用量の急増、急減データを活用して、外からの見回りでは発見しづらい漏水を見つけやすくなったことや急に使用量がゼロになった世帯を見回るなど、高齢者の見守り等にもメリットがあると言われている。

一方、デメリットとしては、設置のための初期費用が高額となることなどが挙げられているが、デジタル化が進む時代に即した事業であり、業務の効率化や管理能力の向上に寄与し、高齢化が進む町において見守りサービスにも活用できる観点からも整備を進めては。

(1)漏水の発見に効果があるとされているが、昨年度の町内の漏水件数は。

(2)これまでに、水道スマートメーターの整備を検討したことはあるか。また、今後導入予定はあるか。

○町長

(1)昨年度の漏水件数は、55件で

ある。

(2)スマートメーター整備の検討は随時行ってきたが、導入した場合に現状の検針方法と比較して多額の初期投資が掛かることになり、町では検針員は足りていないことから早急に導入する必要はないと考えている。

なお、町では漏水確認のためのスマートメーターを町内事業所2か所、配水管理施設1か所、計3か所に設置して有効活用している。

導入した場合のメリットとして、高齢者の見守りサービスや漏水の早期発見、天候に左右されずに検針が行える、誤検針の減少などがある。

デメリットとしては、導入による一時的なコスト増、検針票を郵便受けに入れる作業がないため検針票の郵送コストが発生することである。水道利用者がネットで使用水量や料金を確認するサービスもあるが、ネット環境がなく、このサービスが利用できない方もいると思うので、どのような対応が良いのか検討

する必要がある。

また、スマートメーター用の通信端末は耐用年数があり、8年〜10年で交換が必要となる。

しかしながら、スマートメーターの有用性は認識している中で、将来的には高齢化等により検針員の確保ができなくなつたところから順次更新したいと考えている。

観光のまち増毛町の環境に配慮したおもてなしについて

大井議員

Q 男性用を含めトイレへサニタリー設備設置・エコ容器の推進を

A イベント仮設トイレに継続設置・環境配慮を事業者と協議する



○大井議員

(1)「春の味まつり」会場に設置されていたトイレは何基あったのか。

また苦情などあつたか。今回、サニタリー処理パックを手配していただいた。女性用、男性用を備えて迅速な対応をしていた。今後、ますますニーズに因應するために公共・観光施設などの男性用トイレやイベント時の仮設トイレに設置することが、環境に配慮した「おもてなし」ではないか。

(2)「増毛町ゼロカーボンシティ宣言」についても触れるが、「春の味まつり」では、販売される海鮮・加工食品等に使用された容器はプラスチック製品が多いようだ。環境にやさしい材料を使うことで、二酸化炭素の排出量を減少に、そして地球温暖化の進行を抑える対策にも繋がっていくので、出店されるテナントなどへの周知が必要ではないか。

○町長

(1)トイレは合計42基あり、すべてにサニタリーパックを設置した。苦情は寄せられていない。今後のイベント開催時においても、仮設トイレにサニタリー

設備の設置を継続することとし、公共施設のトイレについても検討をすすめて、「おもてなし」の気持ちを表していきたい。

(2) 一部事業者が、環境負荷の少ないエコ容器を使用したと伺っているが、その比率は、低いものと認識している。一方で、ゴミの分別について、担当スタッフが処理することで、環境に配慮したイベント運営をしてきている。令和5年7月に「ゼロカー

ボンシテイ宣言」を表明し、持続可能なまちづくりをできることから進めていく考えである。イベント開催についても、環境負荷の低減、SDGsに配慮した運営になるよう、町はもとよりイベント主催者、事業者と協議していく。

○大井議員

観光施設・民間施設の中でも独自にサニタリーボックスを設置しているところもある。今後イベントを開催する会議で、そういうことを強く言っていたらいいと思うが。

○町長

今後、開催されるイベントにおいても引き続きサニタリー設備の設置について検討されるものと考えている。

○大井議員

今年度、リバーサイドでキャンプイベントが開催される予定であるが、センターハウス内にあるトイレにも、サニタリーボックスを、男性用にも設置する考えはあるか。

○町長

センターハウス内のトイレへの常時設置は可能と思われる。

○大井議員

環境問題の取組が行われるようになってから、環境に適した生活用品などが考えられてきている。中には食べられる食器「イートレイ」というのが出てきているが、これについて何か考えはあるか。

○町長

まだ研究段階のものであると思うている。持続可能なまちづくりの為に大切な事だと思う。

○大井議員

徳島県上勝町は、「ゼロウェイスト宣言」をして、ごみを出さないことに取り組んでいる。高齢化が進んできて難しくなり、民間の会社とも協力しながら取り組んでいる。当町としても高齢化が進んでいるのは分かっていることであるので、ゼロカーボンについて意見や考えなど話し合っていく考えは。

○町長

必要な事であると理解している。今後、町の総合計画審議会をはじめ、既存の会議等で議論されていく課題と考えている。



将来推計人口の減少について

酒井議員

Q 報告書の内容を受け、これからどのような事業を行う考えか
A 町独自支援の充実・地元愛を育てる教育を進める

○酒井議員



経済界有志で作る民間組織が「全国の4割を超える自治体で人口

減少が深刻化し、将来的に消滅の可能性がある」との報告書を発表した。その報告書によると2020年から30年間で総人口と合わせて、20代から30代の女性人口の減り方に注目したもので、留萌管内では2町村を除いて総人口と女性人口のいずれも50%を超えて減少している。当町では女性人口が277人から110人で60・3%の減少、総

人口が3908人から1746人で55・3%の減少である。

そこで、町が取り組んできた移住・定住、少子化や高齢者の対策として、これまでどのような事業を行ってきたのか。「消滅可能性自治体」などの報告書の内容を受けて、これからどのような事業を行う考えなのか。

○町長

移住・定住に関しては、地域おこし協力隊による中・長期の移住や、ちよつと暮らし住宅を活用した、担い手不足の改善に向けた短期就労事業に加え、空き家・空き地バンク事業、住宅リフォーム等補助事業による中古住宅購入助成、新築住宅等建設支援補助金事業によって定住の取組を進めている。

少子化対策については、結婚祝金事業や不妊治療費助成、出産準備金、出産祝金など結婚から出産までを支援する施策に加え、昨年度より開始した子育て支援金や、同じく昨年度より拡充した多子世帯子育て支援事業、保育料の完全無償化、子ども医

療費助成事業、学校給食費や修学旅行、学用品の補助といった子育てへの経済的な支援と妊婦訪問、新生児・産婦訪問、今年度より開始した看護職による産後1年未満の母子を対象とした心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業などの心身の支援と、前述の経済的支援の両輪で少子化対策を行っている。

高齢者対策については、今年度から高齢者等見守り事業を開始し、一人暮らしの高齢者の見守りによる不安の解消を図っていく。また、介護保険料について、当町においては介護保険料を減額することができおり、健康寿命の延伸と経済的負担の減少に効果を上げている健康づくり事業は、高齢者対策の中心となつている。

「消滅可能性自治体」などの報告書については、北海道町村会より異議が唱えられており、「消滅」という過激な言葉で地域住民の不安やあきらめを助長している。人口減少問題の根源が町村にあるかのような責任転

嫁に憤りを覚えている。人口減少対策は個々の町村の努力だけでは改善を図ることは困難で、国の責務において東京一極集中の是正を行う必要があるというコメントを出している。

今後の当町の政策としては、これまでの子育て支援と教育の政策の充実、町民の健康寿命延伸事業を進めていく。漁業、農業、水産加工業、酒類製造業など地場産業の振興発展を図っていく。食と観光のイベント開催など交流人口の拡大を進め、移住定住政策についても努力していく。地元愛、増毛愛を育てる教育を進め、増毛を愛する町民を増やしていく。自然と歴史を大切に、若い女性に支持されるような魅力あるまちづくりを進めていく。

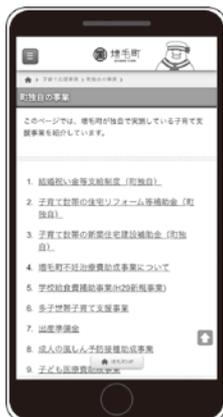
○酒井議員

子育て支援や移住定住等の取組において、申請の実績がない、実績が少ない支援事業はあるか。

○町長

コロナ禍の国の政策があつた

ので、それが町の政策と思つている町民もいると思う。当町の独自の子育て支援が町民、若い方達に届いていないと考えている。教育関係、子育て支援関係、町の独自の政策を町民にお知らせする必要があると思つている。申請が少ない事業については、検証して洗い出して改めて確認させていただきたい。



町独自の子育て支援事業などは町公式HPでも確認することができます。(上記QRコードから確認できます)

職員へのパワーハラ メントについて

合羽井議員①

Q パワハラ・カスハラへの対応は

A パワハラは要綱を作り対応・カスハラは許さない姿勢で進めたい



○合羽井議員

近年、自治体でのカスハラ「カスハラ」被害が増

加しているようにいわれている。住民からの相談や質問についての説明や改善の要望を受け、これとさらに正當かつ適切に行われるクレームについては、その行為自体が業務改善の気付きやきつかけにつながる場合もあり、業務上も必要かつ有益な行為である。しかし、身体的攻撃や侮辱的・差別的な言動や「税金泥棒」のような個人の尊厳を傷つ

ける言葉がある。大声で恫喝・暴言を長時間にわたって繰り返したり、職員の言葉の揚げ足を取ったり、いいがかりをつける行為など、特に窓口業務や電話対応において、この問題が深刻化しているようだ。

これらは、大きなストレスを与えるほか業務効率を低下させる。当町の実情について3点伺う。

- (1)職員への聞き取りなどハラメント調査は行っているか。
- (2)ハラスメント研修は実施したのか。
- (3)対面・電話によるクレームにどのような対応をしているか。

○町長

(1)調査は実施していないが、そのような事案が発生した場合には、管理職等からの報告を受け、対応を協議する。

(2)町独自の研修は実施していないが、留萌町村会主催の研修会に職員が参加している。

(3)当町としての統一的な対応方法は定めていないが、様々なケースがあるので、まずは初期

対応した職員が内容を聞き取った上で親切丁寧に対応している。それでも納得されない場合は、課長等の上司が対応しているが、時には理不尽な内容もあると思われるので、その場合は毅然とした態度で対応しよう心掛け、町長、副町長への報告を行っている。

○合羽井議員

調査は実施していないということだが、カスハラ以外のパワハラ、セクハラは聞いていないのか。

○町長

パワハラ、セクハラ、モラハラについては、町でも要綱を作って進めている。

町長がセクハラして退職した事例が全国にあるので、セクハラは皆、気をつけているのではないかと思う。ただ、パワハラについては、昨年は似たような職員同士の件があり、しっかりとした対応をさせていただいた。以前と比べて、そう思ったものは少なくなってきたと思ってるが、パワハラは今後、職員同

士では起こりうることだと思ってるので、しっかりした対応を進めていきたいと思う。

○合羽井議員

研修を行ったということだが、この対象職員と人数は。

○総務課長

直近では、令和4年度に実施しており、当町からは管内自治体で最多の約20名が参加している。それ以前になると、平成30年、27年に行政クレーマー対策と題した講演会に約19名がそれぞれ参加している。全職員が参加対象となっている。

○合羽井議員

当町において全体的な研修の予定はないか。

○総務課長

今後は検討する必要があるかもしれないと思ってる。

○町長

職員を守るのにはトップの責任と考えているので、カスハラを許さない姿勢で進めたい。

生活圏に出没するヒグマ対応について

合羽井議員②

Q 出動や処理の経費を含めて報酬に対して苦情はないか

A 新たにヒグマ捕獲報奨金を整備、苦情等はない

○合羽井議員

空知管内の地元猟友会と町でヒグマ駆除の報酬額などで折り合いがつかず苦慮しているとの報道がある。当町では、生活圏に出没するヒグマに対し、どのような体制になっているのか。

- (1)ヒグマ駆除に出動できる地元ハンターは何人か。
- (2)箱わなの現数は。
- (3)ハンターの出動経費及び報奨金はどの様になっているのか。

○町長

(1)「ヒグマ駆除に出動できる地元ハンター」については、現在、猟友会の会員で猟銃所持者が17名、内ライフル銃所持者が8名

で、ヒグマ駆除に出動できるハンターは11名となっている。

(2)「箱わなの現数」については、2基である。

(3)「ハンターの出動経費及び報奨金」については、1出動につき7900円で、4時間を超えた場合は1万5800円を支給している。また、今定例会に補正予算を提出しているが、ヒグマの捕獲報奨金として、銃での捕獲に1頭3万円、箱わななどでの捕獲に1頭1万円を支給する予定である。

○合羽井議員

地元ハンター11人ということ、昨年の実績でそのハンター11人のうち何人出ているのか。また今年度の出動人数・日数は。

○農林水産課長

5年度はヒグマの出動に関する実績は、延べ56人、支給額は、32万4800円である。今年度については、パトロール、箱わな設置で2名出動しており、7万1100円の支出をしている。

○合羽井議員

今年の出没情報、箇所、件数は。

○農林水産課長

目撃件数については、本日現在で6年度は6件、5年度が昨年同時期で5件で1件の増加である。民家の近くでは暑寒沢の果樹園の民家から700〜800mほど奥に1件と、留萌市の浄水場付近で1件の情報である。それ以外については民家からかなり遠くで、そういう被害が予想されない場所と聞いている。

○合羽井議員

箱わなの数について、昨年の実績で暑寒沢がほとんどと思うが、それ以外にあるのか。また箱わなで実際に処理されたクマの頭数とそれ以外の頭数は。

○農林水産課長

箱わなの設置については暑寒沢のみである。それ以外での箱わなの設置はしていない。捕獲方法については、昨年当町で16頭の捕獲に対して、箱わなで7頭、銃で3頭、錯誤捕獲として6頭、合計16頭である。今年度の捕獲については、暑寒沢地区で銃での捕獲1頭である。

○合羽井議員

クマの処理について、箱わな以外の処理はどんな形でやるのか。

○農林水産課長

箱わなで捕獲後の処理については、銃で捕殺する分はハンターにお願いしている。その他検体を採取しなければならぬので、その部分もハンターにお願いしているが、一部職員もやる場合もある。その後の処分場への搬入等については職員で全てやっている。

○合羽井議員

パトロールの出動経費も含めて、処理もハンターが行っていると思うが、昨年実績でハンターから報酬に対しての苦情はないか。

○農林水産課長

特に増額の要望等はない。



カスタマーハラスメント対策について

小田議員①

Q 行政に対する過剰な要望、要求に関する対応要綱を定めては

A 他市町村の状況を見ながら検討したい

○小田議員



(1) 一部の人の過剰な要望、要求に対応することに時間や労力を割かれてしまうと、行政の公平公正な職務執行に支障をきたすことから、当町においても対応要綱を定め、組織的に対応すべきでは。
(2) 町内事業者に対するカスタハラ対策にも、商工会や農協、漁協等と協力して取り組むことで、一部の人による過剰な要求を許さず、観光のお客様に気持ちよくな来ただけの環境づくりが

必要では。

○町長

(1) 当町では平成30年に「町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、同年8月から施行しているが、セクハラやパワハラ、モラハラ等を想定した要綱となっており、最近話題となっているカスタハラは、この要綱の定義には規定されていないので、他市町村の状況を見ながら検討したい。
(2) 関係する部署を通じて各団体等へ対策の検討を促していきたい。また、観光のお客様への環境づくりは、気持ち良く増毛観光をしていただけるよう、それぞれが日頃から親切かつ丁寧な対応によるイメージアップに努め、観光客の皆様が、また増毛に来たいと思っただけのよい環境づくりを心掛けることが大切だと思っている。

○小田議員

当町においても、ふるさと納税に関する苦情の対応に納得できず、電話で拘束されたり、また、ワクチン接種会場で、長時

間にわたり職員を拘束して暴言を吐いた話も聞いている。札幌市の公聴部門では、どう

いう行為がカスタハラに当たるかを市民の皆様知っていた。だから、カスタハラ防止啓発ポスターを掲示したところカスタハラ行為の市民への周知が進み、また、市民の声を聞く課では暴言などのカスタハラ行為の予防を目的として、通話の録音も試行的に行ったところ、録音を意識して暴言などを控える傾向が出てきているとなっている。
当町も要綱の設置と共に、ポスターの掲示や録音などを早急に対応しては。

○町長

各自自治体の動向を勘案して、効果的な事業を進めていきたい。

○小田議員

カスタハラは、お客様は神様という言葉を勘違いした悪質なクレーマーがやっている事だと思ふので、職員を守るため、また、各事業所は従業員を守るために、大多数のお客様に十分なサービスを提供するために、カスタハラ

に対しては対応していただきたい。要綱の整備や録音やポスターの掲示、時と場合によっては弁護士や警察などと連携しつつ、毅然とした態度で望むべきだ。一部の観光客がカスタハラをやっていると見ると気持ちよく観光をしていただけないので、不快にさせない取組が必要と思うが。

○町長

厚生労働省が一昨年に出したカスタハラ対策企業マニュアルやポスターがあるので、商工会にマニュアル、パンフレット、ポスターを配付して、対策してもらいたいと思っている。



厚生労働省が作成したポスター

ドライバーの眼科検診について

Q 町運行ドライバーへの眼科検診勧奨を

A 町職員は受診させ、委託事業所には受診勧奨する

小田議員②

○小田議員

(1) 町が運行・委託しているドライバーやオペレーターに対する視野検査を含めた眼科検診を行い、早期発見し治療に繋がっていく事が大変重要ではないかと思うが。

(2) 交通安全や労災防止の観点から町内の事業所に対し、眼科検診の推奨や運転を仕事とする町民の方が眼科検診を受けやすくするため、町の検診項目に眼科検診を加えるなど検討するべきではないか。

○町長

(1) 職員やあつぷるハイヤー・福祉バス運転手を含めた当町が任用している会計年度任用職員は、

例年9月上旬に職員健診を実施

しており、約230人健診を受けている。職員健診においては全員が視力検査を受け、眼底検査についても隔年実施を含めた原則30才以上が受けている。視野に関する健診は実施していないが、全職員には実施できないが、

運転業務に従事するあつぷるハイヤー運転手等については、視野検査を受診できるよう整備していきたい。町が委託している事業所等の職員については、各事業所で眼底検査や視野検査等を実施していただきたい。

(2) 眼科検診の勧奨については、交通安全防止等の観点から広報誌で受診勧奨していきたい。町の健診への眼科検診の追加については、国民健康保険の特定健診において、眼底検査を実施している。国民健康保険以外は、各事業所において実施していただきたい。

○小田議員

運転業務に従事する方には、これからは毎年検査するということか。

○町長

眼底検査は、今の年齢状況では毎年やっているのではないかと思っている。視野検査は職員健診とは別に各眼科を受診してもらおうと考えている。

○小田議員

町が委託している事業所等の職員は、事業所が主体で検査をするということだが、目の健康診断結果の提出を求めることはできないか。

○町長

勧奨であるので、強制はできないが、実施した場合には、検査結果をもらうことはできると思う。

○小田議員

国民健康保険の特定健診で眼底検査を行っているということだが、何歳から何歳までが対象なのか。国保の特定健診眼底検査の受診率、人数は。

○町民課長

国民健康保険の特定健診眼底検査の実績は、対象は40代から70代、40代は受診者75名、50代は30名、60代は114名、70代

は140名の合計で359名となっている。

○小田議員

眼底検査だけを行っていても直接目の病気を見つけられない場合もある。目の病気は見落とされがちで、気づいたときには治療が遅れて、失明をしたケースがある。緑内障の早期発見・早期治療のため、失明に繋がらないための検査を今後やっていただけはないか。

○町長

町の検査項目に眼科検診を入れるのは、非常に難しいと担当から言われている。運転免許では、普通免許で視野左右150度以上ないと免許が出せないと聞いている。2種免許では、深視力、三桿法さんかんぽうという奥行きさんかんぽうの視覚器で検査を3回やって合格しないと免許更新できないということもある。まずは運転免許の更新。その間は健康診断で、町ができるかできないかは、今は返答できないが、運転を業務とする事業所に対しては、町から要請をする。

アドベンチャートラベルについて

上野議員①

Q 対応できるよう人材の発掘や育成が必要では

A まずは提供コンテンツの調査研究をして、人材発掘は検討していく

○上野議員



新鮮でおいしい食事や魚介類・農産物の購買を主目的とした日帰りドライブ、あるいは1泊の旅行客を誘致するという観光施策が主であると思うが、今後は現状に加えて、海外の富裕層を滞在型の観光客として誘致することを目的とし、4〜5年かけても、アドベンチャートラベルに対応できるよう、市街地観光ガイドのみならず、バードウォッチングやオリエンテーリングといったソフトな体験、トレッキングや登山、クライミング

グといったハードな体験をガイドできる人材の発掘や育成をする必要があるのでないか。

○町長

近年、国や道ではアドベンチャートラベルをはじめとした体験型観光を推進している。留萌地域でもアウトドア観光への機運が高まりを見せているところであり、町観光協会でも5月に町職員や有志で組織する「増毛アウトドアネットワーク」が設立され、当町が有する自然・フィールドの活用について、調査・研究を進めている。そのアクティビティと当町自慢の食、そして歴史、文化を融合した観光コンテンツがアドベンチャートラベルであり、その研究も進めている。

○上野議員

ガイドの人材発掘、育成については息の長い取組となるが、町内の人材に加え、町職員の副業、移住者や地域おこし協力隊制度を活用した町外からの人材発掘を検討していく。

昨年9月に北海道アドベン



Q-シーのはてなQ-ド

アドベンチャートラベルって何？

アクティビティを通じて自然体験や異文化体験を行い、地域の人々と双方向で触れ合い楽しみながら、その土地の自然と文化をより深く知ることによって自分の内面が変わっていくような旅行形態を指します。

サステナビリティ（持続可能性）や旅行を通じた地域貢献を重要視する層からも支持されており、主にヨーロッパや北米、オーストラリアを中心とした富裕層に人気が高まっています。

チャートラベルガイド11人が知事から認定されたとのことだが、その上にはアドベンチャートラベルガイドスタンダードという国際的なガイド基準があり、それらの基礎となるのが2002年に始まった北海道アウトドアガイド資格制度で2020年現在で500人いるようだが、町内でそういう資格を持った方はいるか。

○町長

町内にはそのような人材がいると聞いた事はない。

○上野議員

観光協会内に「増毛アウトドアネットワーク」を設立したとのことだが、将来的に専門員を置いたり、観光協会事務局自体を独立させる構想は。

○町長

専門員の配置は考えていないが、増毛山岳会に5名の町職員が加入した。将来的には、職員の副業という形でガイドができるのではないかと考えている。増毛の自然を生かしたどのような体験メニューが用意できるか可能性を追求したい。観光協会の独立については、以前から話題になることはあったが、組織を担う人材確保の問題から具体的な検討に進んでこなかった。将来的には、広域的なまちづくりの観点から議論されるものと考えている。

○上野議員

一般的な観光事業が地域に及ぼす経済効果が約14%に対して、アドベンチャートラベルの形態になると約65%の経済効果があるよう、これは大変手間がか



増毛アウトドアネットワーク主催「SUP体験会」

○町長
 専門ガイドの養成や宿泊施設の充実などの課題があるが、旅行者を受け入れる体制づくりが一番の課題だと考えている。アドベンチャートラベルを導入するためにはどのような事を検討しなければならないのか、まだ準備の段階だと考えている。

○町長
 かる事業だからだと思う。役場の機構図を見ると商工観光課には2つの係があり、全員がどちらかの兼任になっている。先ほど観光協会の話もあったが、これからの人員配置について不安はないか。

○上野議員
 自転車に関係する交通事故が多発し、原因となる危険な運転も増えていることから、本年5月17日に『改正道路交通法』が可決成立し、自転車の交通違反を交通反則通告制度の対象として青切符を切ることで反則金を納付させる取締まりが導入されることになった。その対象は16歳以上、113項目の違反行為で、2年後の施行に向け5千円から1万2千円程度の反則金の金額が今後、政令で定められるとのこと。自動車や原動機付自転車を運転している人であれば、その免許証取得時や更新時に交通安全教育を受ける機会がある

上野議員②

Q 運転免許を持たない方への交通安全対策は

A 効果的な講習のあり方を検討したい

自転車の青切符取締りについて

○町長
 施行日までの動向を注視しつつ、自転車の交通ルールや安全な乗り方など事故防止のため、警察等の関係機関と連携しながら、広報やチラシ、ホームページを通して、周知活動に努めて

が、自転車だけの人はそのような機会がなく、守るべき交通ルールが曖昧なままの人もいるのではないかと。また、電動キックボードは道路交通法上の車輛に該当するが、そのうち特定小型原動機付自転車に該当するのは16歳以上であれば何の運転免許証もなしに公道を運転できるので、これも不安要因である。取締まりは道警の職務だが、役場町民課で交通安全協会の事務局を担当していることから、交通安全対策や同教育に関して無関係ではいられないかとも思う。今後、同法の施行に際し、運転者への啓発、希望者への講習等、何らかの事業を考えているか。また、小中学校等では現在どのような交通安全教育が行われているのか。

2-シーのはてな7-ド

青切符(交通反則通告制度)って何?

交通違反を起こした場合、本来であれば刑事手続き(裁判後の刑罰)が進められます。しかし、比較的軽微な交通違反については、反則金を納付することで刑罰が科されないという取り扱いがあります。これが、交通反則通告制度です。この書面が青いことから「青切符」と呼ばれます。

※酒気帯び運転や超過速度30km/h以上などの重い交通違反の場合は、「赤切符(交通切符告知票)」が交付され、出頭することとなります。交通安全を心がけましょう。

いきたいと考えている。また、電動キックボードについては、令和5年7月1日から「特定小型原動機付自転車」となり、以前は「原動機付自転車」と同等だったが制度が緩和され、16歳以上であれば免許不要でも運転できる手軽な移動手段となっている。現在のところ、当町において登録はないが、運転免許が不要であることから、ルールをよく知らないまま危険な運転を

するなど、交通マナーの悪化や悲惨な交通事故の発生も考えられるので、交通安全推進委員会の「自転車用ヘルメット購入助成事業」も活用し、安全利用についての周知徹底を図っていき

たい。
小学校では隔年で4月に交通安全教室を開催しており、ルールと自転車の乗り方についての学習をしている。中学校では、年度当初に各学級で自転車の乗り方について指導している。こども園では5月に交通安全指導として、交通安全指導員と警察による講話や園の周辺を実際に歩いて、信号と横断歩道の渡り方について学んでいる。

○上野議員

交通事故全体の件数が減る中、自転車の事故は増えている。交通ルールについては周知のみならず、自転車を運転する人への講習が必要になるのではないか。

○町長

小中学校での講習、暑寒大学では毎年、交通安全の講話をしており、そういった人の集まる

所であればいいと思うが、講習をやっても来ないと思う。効果的な講習のあり方を検討したい。

○上野議員

特定技能外国人にも日本の法律を知っていただき、守ってもらうこともより良い共生社会を実現させるためには必要な事だと思ふ。事業等は考えているか。

○町長

「多文化共生事業」を今年度から実施していることもあり、また各事業所にも自転車の乗り方を担当からパンフレット等でお知らせして、正しい自転車の乗り方を教えていきたい。

青切符対象の主な自転車の交通違反

- 信号無視
- 歩行者がいる歩道で徐行をしない
- 一時停止違反
- スマホ使用(ながら運転)
- 傘差し運転
- イヤホンを使用しながら運転
- 酒気帯び運転
- 逆走

など

北海道町村議会議長会自治功労者表彰受賞

飛内議長

6月11日、札幌市で北海道町村議会議長会の第75回定期総会が開催され、当町議会の飛内議長が自治功労者表彰(議員在職25年以上)を受賞しました。

当日は、受賞者52名を代表して登壇し、「日本の荣誉を深く心に刻み、地域の振興発展と住民福祉の向上のため、なお一層の精進をしてみたい」と謝辞を述べました。



受賞者を代表して謝辞を述べる飛内議長

北海道町村議会議員

研修会へ参加

7月2日、札幌市で北海道町村議会議員研修会が開催されました。全体の出席者は約1700名となり、当町からは10名の議員全員が出席しました。

前半は、気象予報士の森朗(あきら)氏を講師に「札幌が東京より暑くなる!? 加速する気候変動」をテーマとして、環境問題についてわかりやすく講演していただきました。

後半は、元衆議院議長の大島(たなか)理森氏を講師に「人口減少と町村の重要性・民主主義について自省を含めての所感」をテーマに、1990年に公表された合計特殊出生率がそれまで最低だった1966年の「ひのえうま」を下回ったいわゆる「1・57ショック」から始まった少子化対策や地方自治の根幹である市町村の重要性について、講演していただき、有意義な研修会となりました。

編集後記

『北海道新聞デジタル』（2024年7月3日）に、「旧優生保護法（1948年施行）により不妊手術を強要された人達が国を訴えた裁判の上告審で、最高裁判所大法廷は7月3日、旧優生保護法は憲法13条（幸福追求権）と14条1項（法の下の平等）に反すると認め、国に賠償を求める判決が確定した。時の

壁についても権利の乱用であり許されないと判断した」との記事がありました。

テレビの解説番組を見てまず驚いたのは、この法律が議員立法だったということ。「議員立法で成立した法律にはザル法が多い」とは聞きますが、これは次元を超えた酷さです。

この旧法の基になった考えは優生思想や優生学というもので、1907年にアメリカで障害者の強制不妊手術が法的

に認められ、それ以降カナダ、スイス、ドイツ等でもこの思想に基づいた法律が作られたようです。

また、1950〜70年代の日本の高校教科書には「非常に悪い遺伝病をもっている人とかそのような子の生まれる可能性をもっている人は、特に優生手術をして、子のできないような結婚をすることが大切である」

「国民が進んで国の優生政策に協力し、優生結婚を行い、すぐれた子孫を残すことに努力することが肝要である」と記述があったようでこれにも驚きました。

人権侵害の法律が学校教育にも影響を及ぼし、長年にわたって優生思想や障害者差別意識が根強く残る原因にもなっていたのではないのでしょうか。

私が高校生だったのは1978〜80年だったので、そういった教科書を使っていたかもしれませんが、当時の担任教諭が生物の教科担任で、優生思想を強く否定していたこと、生物の授業では血液遺伝の授業に相

当多くの時間を割いていたことが強く記憶に残っています。

さて、この法律下で不妊手術を受けたのは約2万5000件とのことですが、裁判中の2019年には不妊手術を受けた人達に一律320万円を支給する法律が作られたものの、一時金を受けた人は約1100件に過ぎないとのこと。

7月17日には岸田文雄首相が被害者ら原告側と首相官邸で面会し、政府として謝罪しましたが、この取り返しのない人権侵害に対し、今後どのように対応していくのか。

被害者は高齢なので時間はかけられないはずですが。

(至成)

議会広報特別委員会

委員長 上野 剛

副委員長 大井 紀美恵

委員 松倉 清道

委員 酒井 倫明

委員 川島 優

委員 合羽井 達男

議会のうごき

5月

- 7日 議会だより177号発行
- 14日 留萌管内町村議会議長会定期総会（羽幌町）
- 17日 総務文教常任委員会
- 21日 全国町村議会議長・副議長研修会（東京都）
- 23日 留萌地域総合開発期成会定期総会（遠別町）
- 31日 議会運営委員会

6月

- 11日 北海道町村議会議長会第75回定期総会（札幌市）
- 13日 全員協議会
令和6年第2回定例会（第1日）
総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会
- 14日 令和6年第2回定例会（第2日）
- 24日 留萌地域総合開発期成会臨時総会・
地元要望（留萌市）
- 25日 留萌地域総合開発期成会札幌要望（札幌市）
- 26日 留萌地域総合開発期成会中央要望（東京都）

7月

- 2日 北海道町村議会議長会議員研修会（札幌市）
- 11日 議会広報特別委員会（第1回）
- 18日 議会広報特別委員会（第2回）